平成２４年（フ）第２０２号
京都市伏見区深草越後屋敷町62番地　深草市営住宅２―203、開始決定時の住所京都市伏見区毛利町128番地　レオパレス高瀬川210号
破産者　石井みよ子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６１５号
京都市左京区静市静原町294番地
破産者　里見　真一
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
香川県木田郡三木町大字井上1536番地、住民票上の住所香川県高松市屋島東町515番地352
破産者　高木　徹也
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３０号
愛媛県松山市西長戸町383番地14
破産者　平岡　久丸
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０８号
愛媛県伊予市下吾川232番地126
破産者　小野　忠雄
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３号
長崎県諫早市小ケ倉町504番地７
破産者　小峰　　中（旧姓田代）
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第５０１号
茨城県水戸市松が丘１丁目５番13号
破産者　株式会社小沼土木
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１３９号
岐阜県瑞浪市陶町猿爪395番地
破産者　丸二製陶有限会社
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１２２号
福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町57番地の１
破産者　キタ外柵販売有限会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２０３４号
名古屋市中川区中島新町３丁目2102番地
破産者　株式会社ＣＦＥ
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８１７号
名古屋市中川区伏屋５丁目603番地
破産者　有限会社オリエントスーパーラベル
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９号
三重県松阪市駅部田町988番地　サンハイム駅部田301号
破産者　藤田　勝巳
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第５５号
三重県四日市市諏訪栄町９番６号
破産者　佐藤　啓子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５７３号
大阪市西淀川区佃６丁目５番34号
破産者　ヤマキ株式会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５８号
大阪府寝屋川市点野５丁目23番６号
破産者　有限会社三山鈑金
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０６８号
堺市中区八田西町３丁目10番15号
破産者　坂本設備株式会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１００４号
神戸市須磨区常盤町１丁目３番５号
破産者　新田工業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９８号
兵庫県姫路市大津区吉美776番地
破産者　望月工業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７５１号
岡山県倉敷市児島味野２丁目２番85号、開始決定時の住所岡山県倉敷市児島味野２丁目２番901号　ポレスター味野公園901号
破産者　薦田　厚一
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部